

全国の町村等職員のみなさまへ

任意共済保険 → ご加入のおすすめ

## 任意共済保険

団体定期保険

- 所定の高度障がい状態の保障!
- 死亡時の保障!

## 医療保障保険

総合医療保険  
(団体型)

- 手術のときにも給付金が支払われます!
- 1泊2日以上入院から保障!

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項と特にご注意ください事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

## ■ 申込締切日

平成26年  
11月4日 火

## ■ 加入日(効力発生日)

平成27年1月1日



あなたとあなたのご家族の安心のために…ぜひこの機会にお申込みください。

## ■ 制度内容・申込手続きに関するお問合せ先

受付期間外の照会については、係の方へお問合せください。

ニッセイ団体保険コールセンター

● 受付期間：平成26年10月1日 火～平成26年11月11日 火

通話料無料

0120-375-696

● 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしておりません。)

※ お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお申し出ください。

保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。

※上記ニッセイ団体保険コールセンターは、任意共済保険の照会のみ受付けております。

※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。日本生命保険相互会社

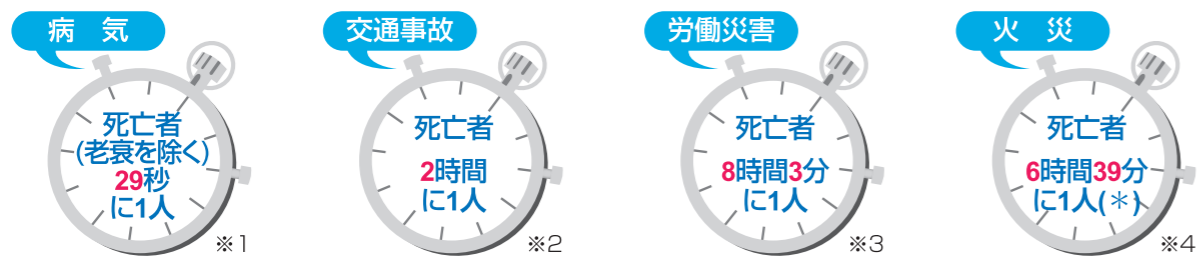
全国町村会・都道府県町村会

# 身近に起きているこんなこと ご存知ですか？

## 必要保障額とは・・・



## 死亡事故は意外に身近に...



※1 厚生労働省 「平成24年 人口動態統計(確定数)の概況」  
 ※2 警察庁 「平成25年中の交通事故死者数について」  
 ※3 厚生労働省 「平成25年版 厚生労働白書」  
 ※4 総務省消防庁 「平成25年版 消防白書」  
 (\*)放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者を除く

## 新入院患者数

入院の危険は意外に身近なものです。



※入院してその日のうちに退院した患者を含みます。

厚生労働省 「平成24年 医療施設(動態)調査・病院報告の概況」

## 葬儀費用だけでもこんなにかかります。

最低限、葬儀費用だけでも準備しておきましょう!

葬儀一式費用	126.7万円
寺院の費用	51.4万円
通夜からの飲食接待費用	39.9万円
<b>葬儀費用の合計</b>	<b>199.9万円</b>

(注1)金額はそれぞれ項目ごとに求めた平均値であり、合計値とは一致しません。

(注2)「通夜からの飲食接待費用」は回答の最高額(450万円)を除いた平均額です。

財団法人日本消費者協会 「第9回葬儀についてのアンケート調査報告書」(平成22年11月)

# あなたと、あなたが愛する家族のために 「任意共済保険」へのご加入をおすすめします。

## 目次

制度のしくみと特徴	P3 ~ P4
任意共済保険	
この保険の特徴	P5
保障額と掛金(月払・半年払・年払)	P6 ~ P7
取扱内容	P8 ~ P12
契約概要	P13 ~ P14
注意喚起情報	P15 ~ P16
医療保障保険	
この保険の特徴	P17
制度の特徴	P18
主な保障内容・保障額と掛金(月払・半年払・年払)	P19 ~ P20
取扱内容	P21 ~ P23
契約概要	P24 ~ P25
注意喚起情報	P26 ~ P27
ご加入のみなさまへ	P28 ~ P30
ご加入の生命保険をご活用いただくために	P31
ご加入の手続きについて(「申込書兼告知書」記入方法)	P32
正しく告知いただくために	P33 ~ P34
退職後における制度の取扱いについて	P35 ~ P36
退職後継続加入制度(「申込書(退職者用)」記入方法)	P37
ヘルスケアサポートのご案内	P38

制度の  
しくみ  
と  
特徴

任意共済保険は、みなさまの死亡・所定の高度障がい状態・入院(1泊

2日以上)・手術等を、現職中から退職後まで幅広く保障する制度です。

- 1 ライフステージの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。  
(健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。)
- 2 お申込み手続きは健康状態等の告知による方法です。  
(医師の診査はありません。)  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 掛金は、任意共済保険の規模による割引を適用しております。  
(P6～P7、P19～P20をご覧ください。)
- 4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。  
(ただし、脱退され保険期間の途中で保障終了となられた方、退職後継続加入の方は、配当金をお受取りになれません。)

昨年度の年間  
払込掛金に対  
する配当実績

任意共済保険  
[団体定期保険] 約34.5%

※これは平成25年度(\*)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。  
(\*)保険期間:平成25年1月1日～平成25年12月31日

現 職 中

任意共済保険 死亡・所定の高度障がい状態を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP5以降をご確認ください。

● 職員とその配偶者様・お子様まで、万一の場合の安心をサポートいたします。

ご加入 保険期間: 1年		更新
	申込保険金額	新規加入・増額
職員	3,000万円～600万円、400万円(*)	年齢60歳6カ月まで
配偶者	1,000万円～400万円(*)	年齢60歳6カ月まで
子ども	400万円	年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P6～P7をご確認ください。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。  
更新日付にて、加入保険金額を増額(または減額)することができます。

※新規加入・増額をされる場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。  
(\*)保険金額 職員(400万円)、配偶者(400万円)は新規に加入される方のみとなります。すでに加入されている方は、選択できません。

● このようなときに、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に死亡された場合
- 保険期間中に、加入日(\*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

医療保障保険 1泊2日以上入院・手術等を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP17以降をご確認ください。

● 任意共済保険に加入された、職員とその配偶者様・お子様がご加入いただくことができます。  
(医療保障保険にご加入いただくには、任意共済保険にご加入いただく必要があります。)

ご加入 保険期間: 1年		更新
	申込入院給付金日額	新規加入・増額
職員	入院給付金: 12,000円～5,000円	年齢60歳6カ月まで
配偶者	入院給付金: 10,000円～3,000円	年齢60歳6カ月まで
子ども	入院給付金: 5,000円あるいは3,000円	年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P19～P20をご確認ください。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。  
更新日付にて、入院給付金日額を増額(または減額)することができます。

※新規加入・増額をされる場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

● 保険期間中のケガや病気等による「入院」「手術」等に対する保障を確保できます。

退職後のお取扱いについて

退職後継続加入制度

概要はP35～P36  
をご覧ください。

職員とその配偶者の方は、退職後も、現職中と同様の保障が得られます！

任意共済保険 (最長年齢70歳6カ月まで更新可能)

死亡・所定の高度障がい状態を保障

医療保障保険 (最長年齢69歳6カ月まで更新可能)

1泊2日以上入院・手術等を保障

(医療保障保険を継続加入いただくには、任意共済保険を継続加入いただく必要があります。)

- 1 現職中の加入年数を問わず、移行することができます。  
(任意共済保険(医療保障保険)に、平成26年12月末日まで継続加入される方が対象です。)
- 2 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。  
退職後継続加入制度への移行時およびその後の更新時に、保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。(減額・脱退は可能です。)
- 3 移行対象者は、職員とその配偶者となります。  
子どもは、退職後継続加入制度の対象とはなりません。  
[平成26年1月1日以降に加入団体を退職後、平成26年12月31日まで任意共済保険(医療保障保険)に引続き加入中である退職者(※)とその配偶者が対象です。  
(※)その子どもは平成26年12月31日までの加入となります。]
- 4 退職後継続加入制度への移行時に「任意共済保険」のみで継続加入された方は、その後、新たに医療保障保険にご加入いただくことはできません。
- 5 掛金のお払込みは年払いとなります。

退職後継続加入制度のご加入者は、配当金をお受取りになれません。

留意点

- 医療保障保険にご加入いただくには、任意共済保険にご加入いただく必要があります。
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。また、配偶者は、任意共済保険・医療保障保険ともに職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。子どもは、医療保障保険については配偶者と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 掛金の払込方法は加入団体ごとに異なっておりますのでご注意ください。

# 任意共済保険 【団体定期保険】

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

- ・ 死亡保障・高度障がい保障

### チェック欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

## この保険の特徴

任意共済保険を “自分のために” “家族のために” 上手に活用しましょう!

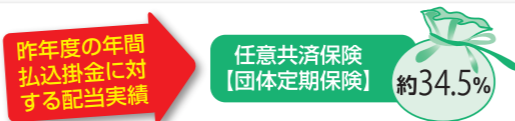
加入しやすい掛金で万一の場合の保障が確保できます。

団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金です。

一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

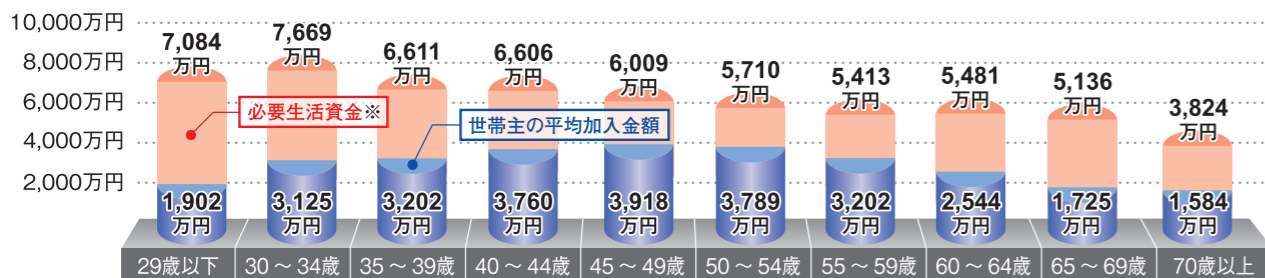
ただし、脱退され保険期間の途中で保障終了となられた方、退職後継続加入の方は、配当金をお受取りになれません。



※これは平成25年度(\*)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。  
(\*)保険期間:平成25年1月1日~平成25年12月31日

お申込みにあたってはP8~P12を必ずご確認ください。

## あなたに「もしも」の時、ご家族の暮らしを守ることができますか?



入社を機に最低限の保障の確保を! 夫婦だけの生活期! 配偶者に対する責任も! 子どもの誕生を機にズシリと重い責任感! 支出が大きくなる責任の重い世代! 夫婦のみの生活期間、退職後も考慮したゆとり生活を



年代別必要生活資金※と世帯主の生命保険加入の実態

※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金、必要期間はどのくらいか」という質問に対する回答(必要生活資金×必要期間)の平均値です。

生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」

## 保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

**Look!** 団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金です!  
この機会にぜひご加入・増額をご検討ください。

- 《職員・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成27年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がリ、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、平成26年6月26日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。
- 保険金額 職員(400万円)、配偶者(400万円)は新規に加入される方のみとなります。すでに加入されている方は、選択できませんのでご注意ください。(退職者の方は保険金額400万円に減額できます。)

## 月払掛金(概算)

対象	職員の方は、3,000万円~600万円、400万円の保険金額からお選びください。									子ども	
	配偶者の方は、1,000万円~400万円の保険金額からお選びください。					職員・配偶者					
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)+ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円	
保険年齢	(単位:円)										
男 性	15歳~35歳 (S54.7.2生~H12.7.1生)	3,570	2,975	2,380	1,785	1,190	952	714	595	476	400 ※1人あたりの 確定掛金です。 保険年齢 3歳~22歳 (H4.7.2生~ H24.7.1生)
	36歳~40歳 (S49.7.2生~S54.7.1生)	4,350	3,625	2,900	2,175	1,450	1,160	870	725	580	
	41歳~45歳 (S44.7.2生~S49.7.1生)	5,460	4,550	3,640	2,730	1,820	1,456	1,092	910	728	
	46歳~50歳 (S39.7.2生~S44.7.1生)	7,440	6,200	4,960	3,720	2,480	1,984	1,488	1,240	992	
	51歳~55歳 (S34.7.2生~S39.7.1生)	10,530	8,775	7,020	5,265	3,510	2,808	2,106	1,755	1,404	
	56歳~60歳 (S29.7.2生~S34.7.1生)	14,700	12,250	9,800	7,350	4,900	3,920	2,940	2,450	1,960	
	61歳~65歳 (S24.7.2生~S29.7.1生)	20,940	17,450	13,960	10,470	6,980	5,584	4,188	3,490	2,792	
66歳~70歳 (S19.7.2生~S24.7.1生)	33,720	28,100	22,480	16,860	11,240	8,992	6,744	5,620	4,496		
女 性	15歳~35歳 (S54.7.2生~H12.7.1生)	2,370	1,975	1,580	1,185	790	632	474	395	316	
	36歳~40歳 (S49.7.2生~S54.7.1生)	3,300	2,750	2,200	1,650	1,100	880	660	550	440	
	41歳~45歳 (S44.7.2生~S49.7.1生)	3,870	3,225	2,580	1,935	1,290	1,032	774	645	516	
	46歳~50歳 (S39.7.2生~S44.7.1生)	4,950	4,125	3,300	2,475	1,650	1,320	990	825	660	
	51歳~55歳 (S34.7.2生~S39.7.1生)	6,450	5,375	4,300	3,225	2,150	1,720	1,290	1,075	860	
	56歳~60歳 (S29.7.2生~S34.7.1生)	7,680	6,400	5,120	3,840	2,560	2,048	1,536	1,280	1,024	
	61歳~65歳 (S24.7.2生~S29.7.1生)	10,200	8,500	6,800	5,100	3,400	2,720	2,040	1,700	1,360	
66歳~70歳 (S19.7.2生~S24.7.1生)	15,150	12,625	10,100	7,575	5,050	4,040	3,030	2,525	2,020		

### 半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の**6倍**です。

職員の方は、3,000万円～600万円、400万円の保険金額からお選びください。  
 配偶者の方は、1,000万円～400万円の保険金額からお選びください。  
 お子様は、400万円のみとなります。

対象	職員									配偶者	職員・配偶者	子ども
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円			
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円	400万円	400万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円	400万円	400万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)+ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	1,000万円	800万円	800万円	800万円	600万円
保険年齢	(単位:円)										(単位:円)	
男 性	15歳～35歳 (S54.7.2生～H12.7.1生)	21,420	17,850	14,280	10,710	7,140	5,712	4,284	3,570	2,856	2,400	※1人あたりの 確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H4.7.2生～ H24.7.1生)
	36歳～40歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	26,100	21,750	17,400	13,050	8,700	6,960	5,220	4,350	3,480		
	41歳～45歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	32,760	27,300	21,840	16,380	10,920	8,736	6,552	5,460	4,368		
	46歳～50歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	44,640	37,200	29,760	22,320	14,880	11,904	8,928	7,440	5,952		
	51歳～55歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	63,180	52,650	42,120	31,590	21,060	16,848	12,636	10,530	8,424		
	56歳～60歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	88,200	73,500	58,800	44,100	29,400	23,520	17,640	14,700	11,760		
	61歳～65歳 (S24.7.2生～S29.7.1生)	125,640	104,700	83,760	62,820	41,880	33,504	25,128	20,940	16,752		
	66歳～70歳 (S19.7.2生～S24.7.1生)	202,320	168,600	134,880	101,160	67,440	53,952	40,464	33,720	26,976		
女 性	15歳～35歳 (S54.7.2生～H12.7.1生)	14,220	11,850	9,480	7,110	4,740	3,792	2,844	2,370	1,896	2,400	※1人あたりの 確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H4.7.2生～ H24.7.1生)
	36歳～40歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	19,800	16,500	13,200	9,900	6,600	5,280	3,960	3,300	2,640		
	41歳～45歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	23,220	19,350	15,480	11,610	7,740	6,192	4,644	3,870	3,096		
	46歳～50歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	29,700	24,750	19,800	14,850	9,900	7,920	5,940	4,950	3,960		
	51歳～55歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	38,700	32,250	25,800	19,350	12,900	10,320	7,740	6,450	5,160		
	56歳～60歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	46,080	38,400	30,720	23,040	15,360	12,288	9,216	7,680	6,144		
	61歳～65歳 (S24.7.2生～S29.7.1生)	61,200	51,000	40,800	30,600	20,400	16,320	12,240	10,200	8,160		
	66歳～70歳 (S19.7.2生～S24.7.1生)	90,900	75,750	60,600	45,450	30,300	24,240	18,180	15,150	12,120		

### 年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の**12倍**です。

職員の方は、3,000万円～600万円、400万円の保険金額からお選びください。  
 配偶者の方は、1,000万円～400万円の保険金額からお選びください。  
 お子様は、400万円のみとなります。

対象	職員									配偶者	職員・配偶者	子ども
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円			
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円	400万円	400万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円	400万円	400万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)+ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	1,000万円	800万円	800万円	800万円	600万円
保険年齢	(単位:円)										(単位:円)	
男 性	15歳～35歳 (S54.7.2生～H12.7.1生)	42,840	35,700	28,560	21,420	14,280	11,424	8,568	7,140	5,712	4,800	※1人あたりの 確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H4.7.2生～ H24.7.1生)
	36歳～40歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	52,200	43,500	34,800	26,100	17,400	13,920	10,440	8,700	6,960		
	41歳～45歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	65,520	54,600	43,680	32,760	21,840	17,472	13,104	10,920	8,736		
	46歳～50歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	89,280	74,400	59,520	44,640	29,760	23,808	17,856	14,880	11,904		
	51歳～55歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	126,360	105,300	84,240	63,180	42,120	33,696	25,272	21,060	16,848		
	56歳～60歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	176,400	147,000	117,600	88,200	58,800	47,040	35,280	29,400	23,520		
	61歳～65歳 (S24.7.2生～S29.7.1生)	251,280	209,400	167,520	125,640	83,760	67,008	50,256	41,880	33,504		
	66歳～70歳 (S19.7.2生～S24.7.1生)	404,640	337,200	269,760	202,320	134,880	107,904	80,928	67,440	53,952		
女 性	15歳～35歳 (S54.7.2生～H12.7.1生)	28,440	23,700	18,960	14,220	9,480	7,584	5,688	4,740	3,792	4,800	※1人あたりの 確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H4.7.2生～ H24.7.1生)
	36歳～40歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	39,600	33,000	26,400	19,800	13,200	10,560	7,920	6,600	5,280		
	41歳～45歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	46,440	38,700	30,960	23,220	15,480	12,384	9,288	7,740	6,192		
	46歳～50歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	59,400	49,500	39,600	29,700	19,800	15,840	11,880	9,900	7,920		
	51歳～55歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	77,400	64,500	51,600	38,700	25,800	20,640	15,480	12,900	10,320		
	56歳～60歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	92,160	76,800	61,440	46,080	30,720	24,576	18,432	15,360	12,288		
	61歳～65歳 (S24.7.2生～S29.7.1生)	122,400	102,000	81,600	61,200	40,800	32,640	24,480	20,400	16,320		
	66歳～70歳 (S19.7.2生～S24.7.1生)	181,800	151,500	121,200	90,900	60,600	48,480	36,360	30,300	24,240		

## 任意共済保険 取扱内容

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。  
 以下の年齢は平成27年1月1日現在の年齢です。

《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の方で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。(S29.7.2生～H12.7.1生まれの方)  
 ・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。  
 ・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員の配偶者の方で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。(S29.7.2生～H11.1.1生まれの方)

《子ども》 職員の扶養することでも、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H4.7.2生～H24.7.1生まれの方)ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

※子どもとは次のいずれかに該当する子をいいます。  
 (健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。)

1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者(職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。)

(ご注意)

- ①一旦加入すれば、その後病気になるため、加入資格を満たさざり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者は、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、下記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。 ※被保険者の改姓やご家族の異動等の場合には、すみやかに加入団体へお知らせください。

#### 【更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。  
 (職員・配偶者：S4.7.2以降生まれの方)  
 (子ども：H4.7.2以降生まれの方)

#### 【退職後の制度】

《退職後継続加入制度》

任意共済保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意共済保険 退職後継続加入制度」に年齢70歳6カ月まで継続加入できます。(S19.7.2以降生まれの方)  
 ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。  
 本人が平成26年1月1日以降に加入団体を退職後、平成26年12月31日まで任意共済保険(医療保障保険)に引続き加入中である場合、その子どもは平成26年12月31日までの加入となります。  
 ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。  
 ※詳細は係の方までお問合せください。

## 保険期間

■保険期間は平成27年1月1日～平成27年12月31日までです。  
 以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

## この保険契約から脱退いただく場合

- 職員(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。(脱退手続きが必要です)  
 ※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。  
 ①職員の脱退日・死亡日、職員について高度障がい保険金が支払われた場合には、職員が高度障がい状態に該当された日  
 ②加入資格を失われた日  
 ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## 受取人

- 職員の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。  
 ■配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。  
 ■職員および配偶者の高度障がい保険金・災害高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金受取人は職員(主たる被保険者)です。

## 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。  
 配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。  
 ■退職後継続加入者は配当金をお受取りになれません。  
 ■脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

## 任意共済保険 取扱内容

受取人の希望により、保険金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。(ただし、こども特約の保険金は除きます。また、年金として受取ることができる保険金には制限があります。) 保険金請求の際に、いずれかを選択していただきます。

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型		定額型・通増型(年5%の単利)	定額型
年金受取り		以下のいずれかを選択 (1)年1回受取り (2)年2回受取り(6カ月ごと) (3)年4回受取り(3カ月ごと)	
年金受取開始日		基金設定日から1年以内の(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)のいずれかを選択	
一括受取請求		一時金が必要なときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。(保証期間付終身年金の場合、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。(保証期間付終身年金は、保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。)	

- 年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

〈掛金〉

- 主契約およびこども特約の実質掛金(掛金から配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象です。  
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、(こども)災害割増特約の実質掛金は、生命保険料控除の対象外となります。  
生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
(<http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
- ※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※任意共済保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。任意共済保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉

### ■死亡保険金・災害保険金

《職員》

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、職員死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・こども》

職員(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。職員(主たる被保険者)以外が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。

### ■高度障がい保険金・災害高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

〈年金〉

### ■年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{年金年額} + \text{年金開始後配当金}) - \text{年金年額} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金支給総額}}$$

\*税務の取扱い等について、平成26年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

## 保険金の年金受取り

## 税務上のお取扱い

保険期間中の死亡や、加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、所定の高度障がい状態に該当された場合は、以下の保険金が支払われます。

### 【死亡保険金】

被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

### 【高度障がい保険金】

被保険者がこの保険契約への加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、下表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

この保険には「災害割増特約」が付保されており、不慮の事故による死亡・所定の高度障がい状態に対しては、つぎのとおり保険金が支払われます。

### 【災害保険金】

被保険者が、災害割増特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(\*1)以後に発病した所定の感染症(\*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

### 【災害高度障がい保険金】

被保険者が、災害割増特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に下表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、またはこの特約への加入日(\*1)以後に発病した所定の感染症(\*4)を直接の原因として下表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、災害保険金額と同額の災害高度障がい保険金をお支払いします。災害保険金の支払後に、災害高度障がい保険金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

(\*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(\*2) 対象となる「高度障がい状態」とは以下のものをいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)  
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい  
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。  
① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合  
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合  
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合  
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい  
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(\*3) 詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
(<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

(\*4) 所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

## 分類項目

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

(注) なお、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、平成18年12月8日公布の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」第一条に規定する「南米出血熱」および「結核」についても支払対象とします。

## 保険金の支払事由

## 任意共済保険 取扱内容

### 【告知義務違反によるとき】

ご加入（\*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（\*1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（\*1）のお申込みに際し特にご注意ください。

### 【各保険金については、つぎのいずれかによるとき】

#### ①死亡保険金

- 死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
  - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（\*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
  - ・保険契約者の故意。
  - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
  - ・戦争その他の変乱。（\*2）

#### ②高度障がい保険金

- 高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
  - ・被保険者の故意。
  - ・保険契約者の故意。
  - ・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
  - ・戦争その他の変乱。（\*2）

#### ③災害保険金・災害高度障がい保険金

- 災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金をお支払いしません。
  - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
  - ・災害保険金の受取人または災害高度障がい保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人または災害高度障がい保険金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
  - ・被保険者の犯罪行為によるとき。
  - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
  - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
  - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
  - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
  - ・地震、噴火または津波によるとき。（\*3）
  - ・戦争その他の変乱によるとき。（\*3）

#### ・高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金についての注釈

- 高度障がい保険金、災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故がご加入（\*1）時以後に生じた場合に限り、原因となる傷病や不慮の事故がご加入（\*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。したがって、原因となる傷病や不慮の事故がご加入（\*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

### 【詐欺による取消（\*4）の場合】

- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

### 【不法取得目的による無効（\*4）の場合】

- 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

### 【保険契約が失効（\*4）した場合】

- 保険契約者から掛金の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

### 【重大事由による解除（\*4）の場合】

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
  - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

## 保険金をお支払いしない場合（続き）

（\*1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

（\*2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

（\*3）ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害割増特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

（\*4）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

### ■保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。

■請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社（日本生命保険相互会社）へご提出ください。

■請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類をご提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、加入団体の係の方にお問合せください。

- ・当社所定の「請求書」
- ・当社所定の「死亡証明書」または「死亡診断書（死体検案書）」
- ・当社所定の「障がい診断書」＜（災害）高度障がいのとき＞
- ・不慮の事故の場合…当社所定の「事故状況報告書」＜災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき＞
- ・交通事故の場合…当社所定の「事故状況報告書」・自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」の写し＜災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき＞

- ・受取人の印鑑証明書（ご請求内容によっては、省略または簡易取扱が可能な場合がありますので、加入団体の係の方にお問合せください。）
- ・被保険者の除籍済住民票（死亡の記載があるもの）＜死亡のとき＞
- ・当社所定の「代表受取人選定に関する申出書」＜保険金受取人が2名以上の場合＞
- ・その他確認資料…死亡保険金の受取人が特定の個人に指定されていない場合等に必要となることがありますので、加入団体の係の方にお問合せください。

### ＜ご注意＞

・ご請求があった場合で、被保険者の就業状況、治療の経過・内容・障がいの状況・事故の状況等について、ご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合には、詳細な事実の確認（医療機関への確認を含みます。）をさせていただきます。

・保険金の請求は、支払事由発生の時から3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、加入団体の係の方を経由して、当社（日本生命保険相互会社）へご照会ください。

■当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付こども特約付災害割増特約付こども災害割増特約付団体定期保険契約ならびに一時払退職後終身保険の取扱いに関する協定書に基づいて運営します。

■この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（平成26年6月26日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

### 【引受保険会社】

- 日本生命保険相互会社（65%）〔事務幹事会社〕
- 第一生命保険株式会社（18.5%）
- 三井生命保険株式会社（9%）
- 富国生命保険相互会社（5.5%）
- 明治安田生命保険相互会社（1%）
- 住友生命保険相互会社（1%）

■全国町村会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

■引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

■保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

- （お問合せ先） 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
- 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 保険金のご請求について

## 制度運営および引受保険会社

## 制度内容の変更

## 生命保険契約者保護機構

## 保険金をお支払いしない場合

# 任意共済保険【契約概要】

## 団体定期保険

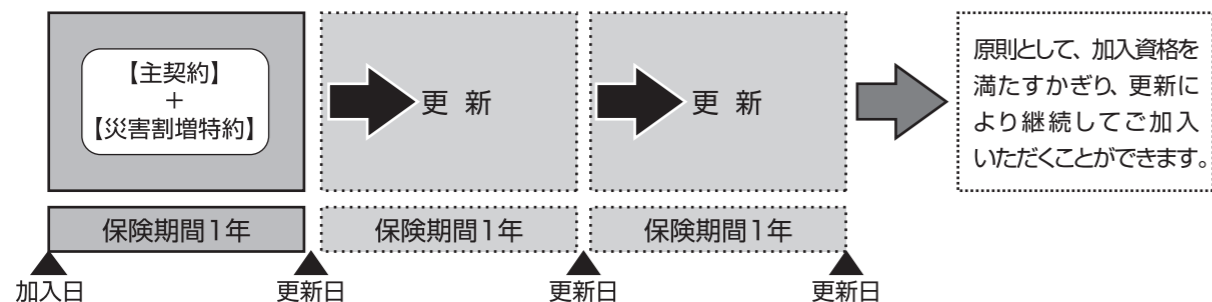
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

### 1.この保険の特徴

- この保険は、全国町村会を契約者とし、加入団体に所属する職員とその配偶者・子ども、あるいは加入団体を退職された方とその配偶者のうち、希望される方にご加入いただく団体保険です。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 災害割増特約により、ご加入者(被保険者)の不慮の事故による死亡・高度障がいに対する保障が充実しています。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- 更新日には、加入保険金額を増額あるいは減額いただくことができます。(ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。)

#### しくみ図(イメージ)



### 2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金をお支払いします。

#### 【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気またはケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

#### 【災害割増特約】

災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
災害高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の高度障がい状態になられた場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

※災害割増特約のお受取りに関する制限につきましては、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 3.掛金

- 掛金は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- ※掛金の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 4.加入資格

- 本人：団体の所属員等で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。
- 配偶者：本人の配偶者で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。
- 子ども：本人の扶養する子どもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
- ※配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ※年齢は効力発生日現在の年齢です。
- ※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成27年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- ※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

### 8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- ※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、加入団体の係の方までお問合せください。また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。



# 特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

## 団体定期保険（災害関係特約付）

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

### 1.クーリング・オフ

- この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

### 2.告知に関する重要事項

- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみご加入(\*)いただくことができます。
  - ご加入者(被保険者)となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかをご確認いただけます。
  - 「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方ご本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
  - 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。
  - 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただきます。保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
  - 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
- ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

### 3.責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(\*)については、「申込書兼告知書」・「申込書(退職者用)」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

### 4.保険金・給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。
- 例えば、
- (1)次のいずれかにより保険金・給付金の支払事由に該当した場合
- 主 契 約
    - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
    - ・被保険者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
    - ・戦争その他の変乱によるとき
  - 一 災害関係特約
    - ・被保険者の所定の危険職務または危険競技(練習を含みます。)を原因とする事故によるとき(注1)
    - ・被保険者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
    - ・被保険者の犯罪行為によるとき
    - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
    - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
    - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
    - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - ※
    - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
- (2)高度障がい状態等の原因となる傷病等が加入日(\*)前に生じている場合
- ・高度障がい保険金や特約の保険金・給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(\*)以後に生じた場合に限り
- (3)告知義務違反による解除(注2)の場合
- ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
- (4)詐欺による取消(注2)の場合
- ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)不法取得目的による無効(注2)の場合
- ・保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6)保険契約が失効(注2)した場合
- ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
- (7)重大事由による解除(注2)の場合
- 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。

※災害関係特約とは、次の特約のことをいいます。

- ・災害保障特約
- ・傷害特約
- ・災害割増特約
- ・交通災害特約
- ・労働災害保障特約

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
  - ②この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
  - ③保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
    - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
    - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (注1)交通災害特約が付保されている場合のみとなります。(注2)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

### 5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 本人の配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

### 7.共同取扱契約

- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。)
- なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

### 8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
  - 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
- (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

### 9.保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/)

### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、加入団体の係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。



## 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。  
 給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(※)以後に生じることが必要となります。  
 (※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。＜対象外の手術の例＞…「創傷処理」「皮膚切開術」等  
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。  
この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金の支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない場合等」、ならびに【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

## 保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

- 以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。  
 配偶者・子どものみで加入することはできません。  
 配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは配偶者と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

### 月払掛金(概算)

対象	職員					配偶者		子ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保険年齢	(単位:円)					(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H 7.7.2生～H12.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495	保険年齢 3歳～22歳 (H4.7.2生～H24.7.1生)	
20歳～24歳 (H 2.7.2生～H 7.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573				
25歳～29歳 (S60.7.2生～H 2.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708				
30歳～34歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771				
35歳～39歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801				
40歳～44歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855				
45歳～49歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008				
50歳～54歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299				
55歳～59歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752				
60歳～64歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331				
65歳～69歳 (S20.7.2生～S25.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147				

### 半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の**6倍**です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額からお選びください。

配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員					配偶者		子ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保険年齢	(単位:円)					(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H 7.7.2生～H12.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286	4,950	2,970	保険年齢 3歳～22歳 (H4.7.2生～H24.7.1生)	
20歳～24歳 (H 2.7.2生～H 7.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438				
25歳～29歳 (S60.7.2生～H 2.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248				
30歳～34歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626				
35歳～39歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806				
40歳～44歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130				
45歳～49歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048				
50歳～54歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794				
55歳～59歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512				
60歳～64歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986				
65歳～69歳 (S20.7.2生～S25.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882				

### 年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の**12倍**です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額からお選びください。

配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員					配偶者		子ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保険年齢	(単位:円)					(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H 7.7.2生～H12.7.1生)	18,288	15,240	12,192	7,620	4,572	9,900	5,940	保険年齢 3歳～22歳 (H4.7.2生～H24.7.1生)	
20歳～24歳 (H 2.7.2生～H 7.7.1生)	27,504	22,920	18,336	11,460	6,876				
25歳～29歳 (S60.7.2生～H 2.7.1生)	33,984	28,320	22,656	14,160	8,496				
30歳～34歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	37,008	30,840	24,672	15,420	9,252				
35歳～39歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	38,448	32,040	25,632	16,020	9,612				
40歳～44歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	41,040	34,200	27,360	17,100	10,260				
45歳～49歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	48,384	40,320	32,256	20,160	12,096				
50歳～54歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	62,352	51,960	41,568	25,980	15,588				
55歳～59歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	84,096	70,080	56,064	35,040	21,024				
60歳～64歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	111,888	93,240	74,592	46,620	27,972				
65歳～69歳 (S20.7.2生～S25.7.1生)	151,056	125,880	100,704	62,940	37,764				

●記載の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は平成27年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

## 医療保障保険 取扱内容

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。  
以下の年齢は平成27年1月1日現在の年齢です。

- 《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。(S29.7.2生～H12.7.1生まれの方)
- ・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
  - ・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
- 《配偶者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。(S29.7.2生～H11.1.1生まれの方)
- 《子ども》 職員と生計を一にするこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H4.7.2生～H24.7.1生まれの方)ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。  
この場合、入院給付金日額は同一となります。

(ご注意)

- ①一旦加入すれば、その後病気にいられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは配偶者と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、下記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。  
※被保険者の改姓やご家族の異動等の場合には、すみやかに加入団体へお知らせください。

【更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢69歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

※配偶者・子どもは職員と生計を一にする方です。

(職員・配偶者：S20.7.2以降生まれの方)

(子ども：H4.7.2以降生まれの方)

【退職後の制度】

《退職後継続加入制度》

医療保障保険(総合医療保険(団体型))に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「医療保障保険 退職後継続加入制度」に年齢69歳6カ月まで継続加入できます。(S20.7.2以降生まれの方)

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

本人が平成26年1月1日以降に加入団体を退職後、平成26年12月31日まで任意共済保険(医療保障保険)に引続き加入中である場合、そのこどもは平成26年12月31日までの加入となります。

また、任意共済保険の退職後継続加入制度にご加入の方に限ります。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

### 加入資格

### 保険期間

■保険期間は平成27年1月1日～平成27年12月31日までです。  
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

### この保険契約から脱退いただく場合

■職員(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。(脱退手続きが必要です。)

※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。

■配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

- ①職員の脱退日・死亡日
- ②加入資格を失われた日
- ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

■この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 受取人

■職員(主たる被保険者)・配偶者・子どもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は職員(主たる被保険者)です。

### 配当金

■1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。  
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。

■退職後継続加入者は配当金をお受取りになれません。

■脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

### 給付金の支払事由

【入院給付金】

・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合に限りします。

①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院をされた場合  
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限りします。

②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、2日以上継続して入院をされた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限りします。

(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。  
以下「加入日(\*)」については同じ内容を表しています。

・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

・複数回の入院をされた場合、以下のお取扱いいたします。  
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【入院療養給付金】

・お支払いは、入院給付金の支払われる入院をされた場合に限りします。

・すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

・お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】

・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限りします。

①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合  
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限りします。

①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合  
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

・お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

・お支払いは、加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の手術を受けられた場合に限りします。

・お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

・すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の手術日からその日を含めて60日経過後に受けられた手術がお支払いの対象となります。

(ご注意)

○給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は【ご加入のみなさまへ】をご覧ください。

## 給付金のご請求について

- 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。
- 請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社(日本生命保険相互会社)へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類をご提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、加入団体の係の方にお問合せください。
- 当社所定の「給付金請求書」
  - 当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」
- ただし、入院給付金または手術給付金を請求する際に、次のいずれにも該当する場合、「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」に代わり、「治療内容報告書」と「領収証のコピー」をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。
- ①入院給付金をご請求いただく場合
    - ・入院日数が30日以下または給付金額が10万円以下であること
    - ・すでに退院していること。
    - ・病気による入院の場合、ご加入(増額)から2年経過後の入院であること。
  - ②手術給付金をご請求いただく場合
    - ・受けられた手術が1回のみであること。
    - ・1枚の領収証に1回分の手術料が算定され、医科診療報酬点数(手術料)の記載があること。
    - ・病気による手術の場合、ご加入(増額)から2年経過後の手術であること。
- <以下の場合は当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」のご提出が必要です。>
- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
  - ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手数料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた「治療内容報告書」にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」をご提出いただく場合があります。

## 不慮の事故を原因とする場合

- 当社所定の「事故状況報告書」
- 交通事故による場合、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書の写し」(ただし、入院給付金のみのご請求で入院日数20日未滿かつ退院後の請求の場合は省略可)

## 海外の病院または診療所の場合

- 現地病院で発行された当社所定の「入院・手術等診断書(証明書)(海外用)」(診断書の翻訳文も添付願います。)
- ※翻訳文については団体名・団体印、または翻訳者の署名・押印・勤務先(役職)等【団体従業員・日本大使館職員等】を記載したもの。
- (注)治療内容報告書でのお取扱いはできません。

## (ご注意)

- ・ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには詳細な事実の確認(医療機関への確認を含みます。)をさせていただきます。
- ・給付金を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、加入団体の係の方を経由して、当社(日本生命保険相互会社)へご照会ください。

## 掛金

- 実質掛金(掛金から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。
- ※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、実質掛金は、原則として介護医療保険料控除の対象となります。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下の二ツセイのホームページをご参照ください。
- (<http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
- ※介護医療保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等に必ずご確認ください。
- ※当医療保障保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保障保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

## 給付金

- 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、非課税です。
- ※主たる被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

\*税務の取扱い等について、平成26年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

- この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「支払事由等」といいます。)(にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

- 当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

- 全国町村会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
- (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 医療保障保険【契約概要】

## 総合医療保険(団体型)

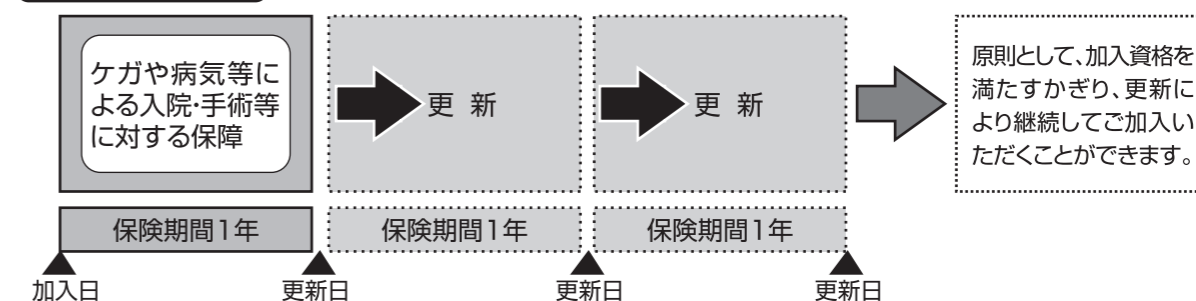
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

## 1.この保険の特徴

- この保険は、全国町村会を契約者とし、任意共済保険のご加入者のうち、希望される方にご加入いただく団体保険です。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
- 更新日には、加入入院給付金日額を増額あるいは減額いただくことができます。(ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。)

## しくみ図(イメージ)



## 2.主な保障内容と保障額

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(\*)以後に生じることが必要となります。

(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	(1回の入院 ※2) 124日 (通算) 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最後の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。<対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等  
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてののみがお支払いの対象となります。  
この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

※保障額・保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

## 税務上のお取扱い

## 法令等の改正に伴う変更

## 制度運営および引受保険会社

## 制度内容の変更

## 生命保険契約者保護機構

## 特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

### 総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（\*）のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

（\*）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

#### 1.クーリング・オフ

- この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入（\*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

#### 2.告知に関する重要事項

- 「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみご加入（\*）いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかをご確認いただけます。
- 「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方ご本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入（\*）を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。
- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。告知に関する詳細は、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

#### 3.責任開始期

- 引受保険会社にご加入（\*）を承諾した場合、所定の加入日（\*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- ※所定の加入日（\*）については、「申込書兼告知書」・「申込書（退職者用）」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（\*）を承諾する権限がありません。

#### 4.給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。例えば、
  - 次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した場合
    - ・保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
    - ・被保険者の犯罪行為によるとき
    - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
    - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
    - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
    - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
    - ・被保険者の薬物依存によるとき
    - ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき（原因の如何を問いません。）
  - 原因となる疾病や不慮の事故が加入日（\*）前に生じている場合
    - ※ただし、加入日（\*）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日（\*）以後の原因によるものとみなします。
  - 告知義務違反による解除（注）の場合
    - ・引受保険会社から告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
  - 詐欺による取消（注）の場合
    - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
  - 不法取得目的による無効（注）の場合
    - ・保険契約者または被保険者に給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
  - 保険契約が失効（注）した場合
    - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
  - 7) 重大事由による解除（注）の場合
    - 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
      - ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が給付金を詐取する目的または、他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
      - ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
      - ③ 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
        - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

### 3.掛金

- 掛金は、毎年更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- ※掛金の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 4.加入資格

- 本人：団体の所属員等で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。
- 配偶者：本人と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。
- 子ども：本人と生計を一にする子どもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。  
※配偶者・子どものみで加入することはできません。  
※年齢は効力発生日現在の年齢です。  
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成27年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- ※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

### 8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、加入団体の係の方までお問合せください。また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること  
 (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
 (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること  
 (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

- 以下のいずれかによって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
  - ・地震、噴火または津波によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

(注)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

## 5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## 6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 7.法令等の改正に伴う変更

- この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

## 8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。  
 (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9.給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

## 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、加入団体の係の方までお問合せください。また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
  - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
  - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください〉

### I.「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)

⑦契約日  
 その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

### II. 給付金のお支払いについて

#### 1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入動契パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度 (ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金日額 × 10	お支払限度はございません (ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

- \*1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- \*2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限り、ます。
- \*3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

#### 2. お支払いの対象となる入院について

- 被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。
- (1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき  
 ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること  
 (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日以前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- ②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること  
 医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。  
 (注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
- ③1泊2日以上継続した入院であること  
 ④別表3に定める病院または診療所における入院であること

- (2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき  
 ①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)  
 ②1泊2日以上継続した入院であること  
 ③別表3に定める病院または診療所における入院であること

#### 3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

- (1)2日以上入院をされた場合  
 ・入院給付金について  
 それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。  
 ・入院療養給付金について  
 すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払します。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。)
- (2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合  
 入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合  
 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

#### 4. お支払いの対象となる手術について

- 被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。
- (1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき  
 ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること  
 (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日以前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院して手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

- ②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること  
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。  
(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
- ③次の(a)(b)いずれかの手術であること  
(a)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。  
(i)創傷処理  
(ii)皮膚切開術  
(iii)デブリードマン  
(iv)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および援助術  
(v)外耳道異物除去術  
(vi)鼻内異物摘出術  
(vii)抜歯手術  
(b)先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。  
(1)歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術  
(ii)(a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの  
なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

- (2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき  
①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること  
②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

### 5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1)同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)  
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。  
この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2)一連の手術を受けた場合  
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合  
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

### 6. お支払いの対象となる放射線治療について

- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。  
(1)その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること  
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること  
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
- (3)次のいずれかの放射線治療であること  
①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)  
②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- (4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合  
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

### 7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合  
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

### Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。  
(1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき  
・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)  
・その被保険者の犯罪行為によるとき  
・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき  
・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき  
・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき  
・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき  
・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)  
・頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)  
(注1)家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。  
(注2)「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合  
※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)  
①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき  
②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき  
③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき  
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること  
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること  
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること  
(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること  
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき

2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。  
以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき  
・地震、噴火または津波によるとき  
・戦争その他の変乱によるとき

### Ⅳ. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。  
○請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。  
○請求書類は、次のとおりです。  
・当社所定の『給付金請求書』  
・国内の病院または診療所の場合  
― 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合  
・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。  
・すでに**退院している**こと。  
・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。  
(2)手術給付金をご請求いただく場合  
・受けられた手術が**1回のみ**であること。  
・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

#### <以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。>

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。  
・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。  
※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合  
― 事故状況報告書  
― 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)  
・海外の病院または診療所の場合  
― **入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書** ※**診断書の和訳文も添付願います。**  
― **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

#### <ご注意>

- 給付金の請求は、支払事由発生の時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。  
○ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

### Ⅴ. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

### Ⅵ. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

### Ⅶ. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。))および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。))は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等への目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

#### 別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

#### 別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい 主として妊娠に関連するその他の母体障がい 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 分娩の合併症 分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。) 主として産じょく<褥>に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの	O10～O16  O20～O29 O30～O48 O60～O75 O81～O84 O85～O92 O94～O99

#### 別表3 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。  
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。  
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。  
(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

#### 別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

#### 別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。

#### 備考

1. 骨髄幹細胞の採取術  
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

#### 2. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。



# ご加入の手続きについて(「申込書兼告知書」記入方法)

平成26年11月4日(火)までに係の方にご提出ください。

- ①新規に加入または増額される場合、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。「正しく告知いただくために」を十分ご確認ください、お申込みください。
- ②新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員(配偶者)との続柄が「その他(9)」となる方を職員(配偶者)の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- ③すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- ④その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- ⑤必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

# 【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

## 【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容(お受取りの対象となる保険金・給付金)については、下表のとおりです。なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険(団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
災害高度障がい保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！  
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

## 【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースが見られます。転院前のA病院での入院期間(2日以上)についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

## 【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険(団体型)では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

## 【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
放射線治療を受けた。

総合医療保険(団体型)では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認ください。代表的な事例をあげたものです。保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

事務幹事会社 日本生命保険相互会社 K2011-254

加入団体名 ○○町役場

加入区分 保険金額(万円) 掛金

加入区分	保険金額(万円)	掛金
01	4,350	4,350
02	632	632
03	400	400
04	400	400
05	400	400
06	400	400
07	400	400
08	400	400
09	400	400
10	400	400
11	400	400
12	400	400
13	400	400
14	400	400
15	400	400
16	400	400
17	400	400
18	400	400
19	400	400
20	400	400
21	400	400
22	400	400
23	400	400
24	400	400
25	400	400
26	400	400
27	400	400
28	400	400
29	400	400
30	400	400
31	400	400
32	400	400
33	400	400
34	400	400
35	400	400
36	400	400
37	400	400
38	400	400
39	400	400
40	400	400
41	400	400
42	400	400
43	400	400
44	400	400
45	400	400
46	400	400
47	400	400
48	400	400
49	400	400
50	400	400
51	400	400
52	400	400
53	400	400
54	400	400
55	400	400
56	400	400
57	400	400
58	400	400
59	400	400
60	400	400
61	400	400
62	400	400
63	400	400
64	400	400
65	400	400
66	400	400
67	400	400
68	400	400
69	400	400
70	400	400
71	400	400
72	400	400
73	400	400
74	400	400
75	400	400
76	400	400
77	400	400
78	400	400
79	400	400
80	400	400
81	400	400
82	400	400
83	400	400
84	400	400
85	400	400
86	400	400
87	400	400
88	400	400
89	400	400
90	400	400
91	400	400
92	400	400
93	400	400
94	400	400
95	400	400
96	400	400
97	400	400
98	400	400
99	400	400
100	400	400

掛金合計 5,782 7,524 13,306

今回申込みされる加入区分・保険金額(入院給付金日額)に○をつけ、掛金は払込方法に応じてP6~P7、P19~P20の該当ページを参照のうえご記入ください。保険金額 職員(400万円)、配偶者(400万円)については、新規に加入される方のみご選択いただけます。

係の方にご確認いただき正確にご記入ください。

加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。(払込方法は加入団体ごとに決まっています。)

必ず5枚すべてに申込印を押印ください。(スタンプ印可)(職員と配偶者は別の印を押印ください。)

「申込日(告知日)」は「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。告知日として重要です。(募集期間は10/1~11/4です。)

氏名は全てカタカナでご記入ください。

性別・生年月日をご記入ください。

内容が訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

掛金合計額をご記入ください。

職員・配偶者の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。

新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の「質問事項」をご確認ください。職員が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知をとりまとめのうえ、新規加入・増額する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「いいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックください。(し点をご記入ください。)

※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入・増額することができません。

# 正しく告知いただくために

- ◆任意共済保険(医療保障保険)は、加入される方が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。
- ◆任意共済保険制度への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。  
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

## 1 加入申込みされる方で本人が、健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかご確認ください。(告知義務)

- 申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかを確認いただき、告知いただく義務(告知義務)があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・手術の有無、治療期間等)、現在の健康状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる(傷病歴等が無い)場合のみ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

## 2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけでは、告知されたことになりません。

- この保険は、「申込書兼告知書」をご提出いただくことで、同時に健康状態等についても「告知」いただくこととなります。「申込書兼告知書」が告知書を兼ねておりますので、必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

## 3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の「医師の治療・投薬」には、次のもの(\*)は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。  
詳細については、右記の「6『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」を合わせてご確認ください。
- (\*) 医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。

## 4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(\*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた掛金は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (\*) 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。  
こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。  
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。  
ただし、総合医療保険(団体型)の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

## 5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者様を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 6 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。  
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

### 【質問事項】

#### 任意共済保険(団体定期保険)

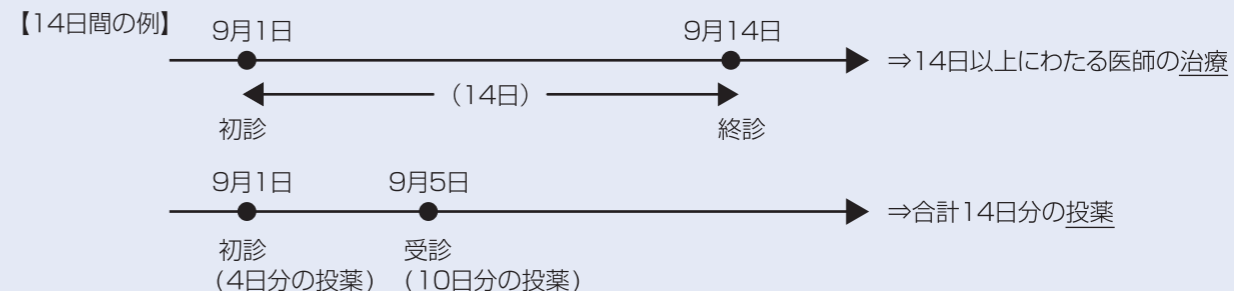
- (ア) 申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限(\*1)を受けていますか。  
(配偶者および子どもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(\*2)を受けたことがありますか。)
- (イ) 申込日から過去1年以内に、病気または傷害で手術を受けたこと、連続14日以上入院をしたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去1年以内に、病気または傷害で、14日以上にわたり(\*3)、医師の治療・投薬(\*2)を受けたことがありますか。

#### 医療保障保険

- (ア) 申込日から最近3カ月以内に、医師の治療・投薬(\*2)を受けたことがありますか。
- (イ) 申込日から過去5年以内に、病気または傷害で手術を受けたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去5年以内に、病気で連続7日以上入院もしくは7日以上にわたり(\*4)、医師の治療・投薬(\*2)を受けたことはありますか。

### 【補足説明】

- \*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- \*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。  
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。
- \*3 「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日以上の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。
- \*4 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



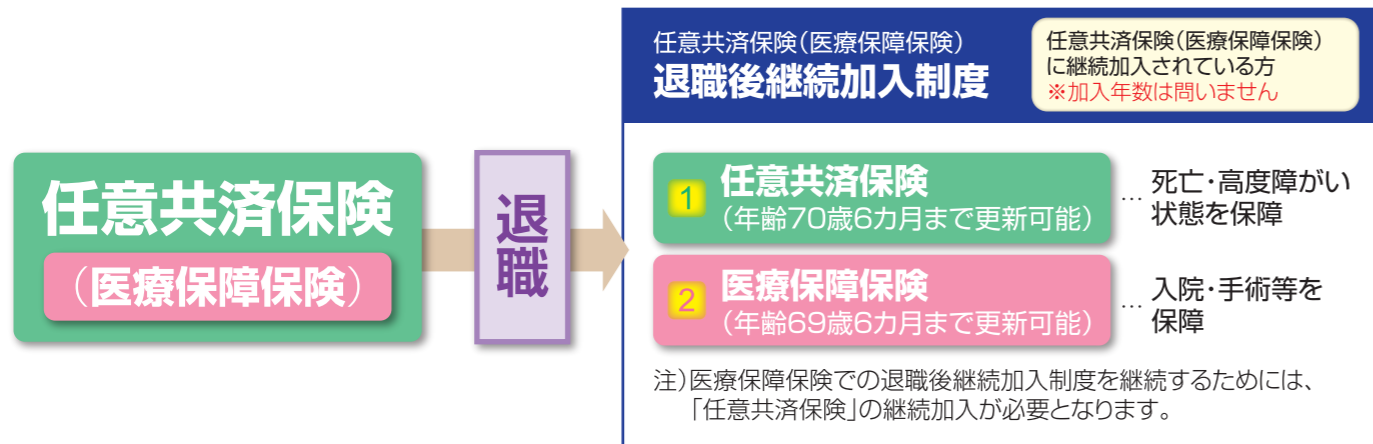
○なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。

- ・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
- ・妊娠(正常)で入院した
- ・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

# 退職後における制度の取扱いについて

## 〈退職後にご加入になれる制度〉



※平成26年12月末までに退職される方で、任意共済保険に2年を超えて継続加入されている方は、退職後終身保障保険制度【(一時払退職後終身保険・一時払退職後終身保険(配偶者用))】にご加入になれる。  
詳細は係の方までお問合せください。

### 退職後継続加入制度について (任意共済保険・医療保障保険)

- 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職後継続加入制度への移行時およびその後の更新時に保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。

## 加入資格

### 1 任意共済保険

任意共済保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意共済保険 退職後継続加入制度」に年齢70歳6カ月まで継続加入できます。(S19.7.2以降生まれの方)

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

本人が平成26年1月1日以降に加入団体を退職後、平成26年12月31日まで任意共済保険に引き続き加入中である場合、そのこどもは平成26年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

### 2 医療保障保険

医療保障保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も、「医療保障保険 退職後継続加入制度」に年齢69歳6カ月まで継続加入できます。(S20.7.2以降生まれの方)

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

本人が平成26年1月1日以降に加入団体を退職後、平成26年12月31日まで医療保障保険に引き続き加入中である場合、そのこどもは平成26年12月31日までの加入となります。

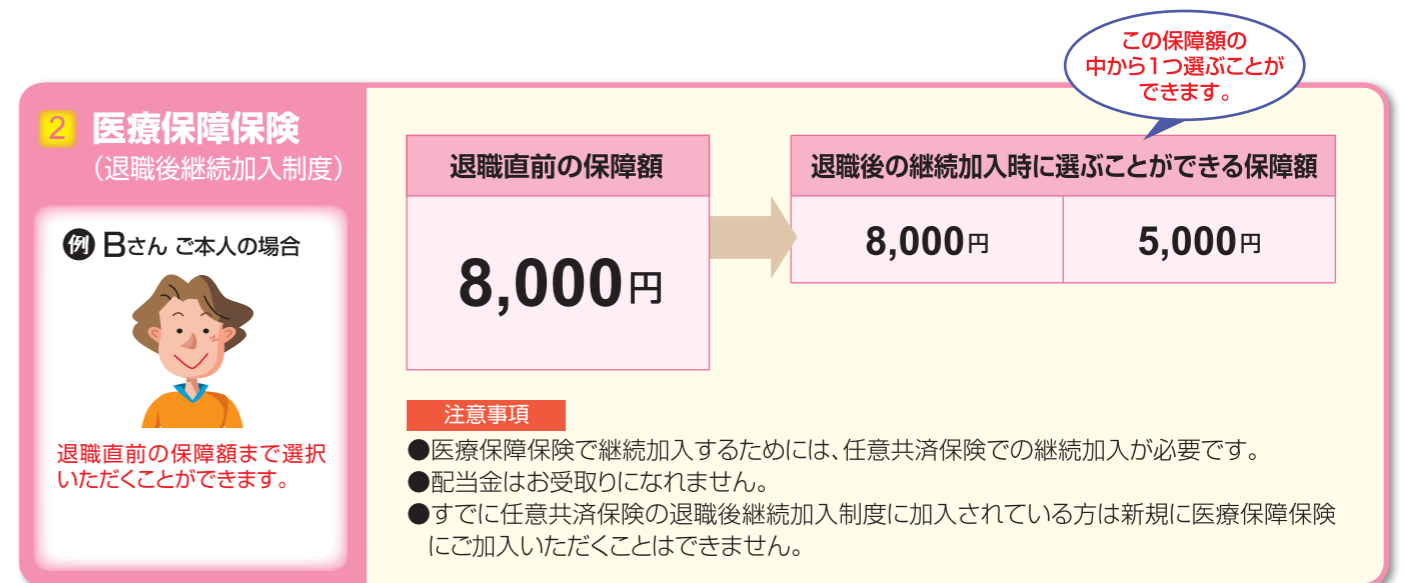
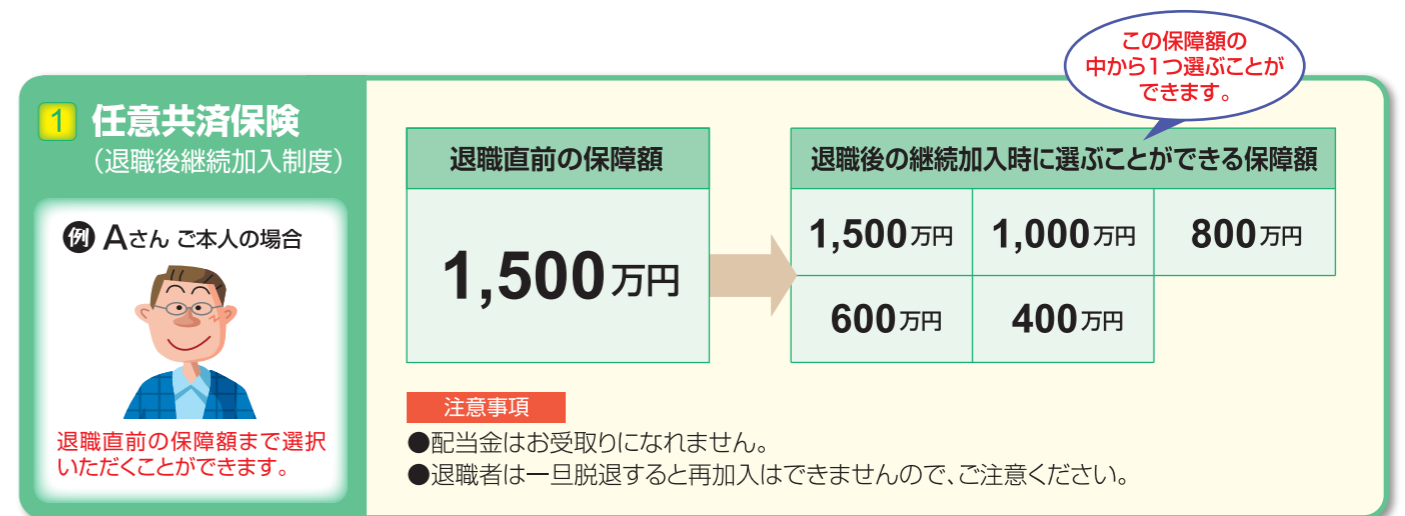
また、任意共済保険の退職後継続加入制度にご加入の方に限ります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

## ご加入例

下記以外にもご選択いただける保障額がございます。  
保障額の詳細はP6～P7、P19～P20をご確認ください。  
※選択いただける保障額は退職直前の保障額までです。



## 掛金(年払)

掛金は任意共済保険・医療保障保険ともに年払となります。  
掛金についてはP7、P20の年払掛金表をご覧ください。

## 「申込書(退職者用)」記入方法

P37をご覧ください。

# 退職後継続加入制度(「申込書(退職者用)」記入方法)

任意共済保険 団体定期保険  
医療保障保険 総合医療保険(団体型)

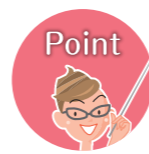
ご加入者様特典!

ご利用無料!

## あなたのお悩みを専門家がサポート!

ヘルスケアサポートのご案内

任意共済保険(団体定期保険) または 医療保障保険(総合医療保険(団体型))にご加入の方\* 限定の無料サービスです!  
\* 同居のご家族もご利用可能



- 1 「健康・介護・メンタルヘルス」についてお電話やメールでいつでもご相談になります!
- 2 看護師・ケアマネジャー・臨床心理士などの専門家が応えます!
- 3 ご相談内容を第三者に知らせることはありませんので、安心してご相談になります!
- 4 ご加入者、同居のご家族であれば無料でご利用可能です!

【ご利用対象者】 任意共済保険(団体定期保険)または医療保障保険(総合医療保険(団体型))のご加入者と同居のご家族

### メンタルヘルスサポート

**メンタルヘルス相談**

サービス: メンタルヘルスについて看護師等に相談することができます。

受付時間: 24時間 年中無休

- 看護師等がカウンセリングを必要と判断した場合は、以下の電話カウンセリングをご案内することがあります
- メール相談と電話相談は相談の対応者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- メール相談の標準回答期限は1~3営業日(土日祝日・12/30~1/4を除く)です

**メンタルヘルスカウンセリング**

サービス: メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします。(予約制)

予約受付時間: 月~金曜日(祝日・12/30~1/3を除く) 9:00~17:00

- お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- 予約制1回30分です
- 予約の際、氏名、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- お1人様につき年間5回までご利用になります

**メンタルヘルスカウンセリング**

サービス: 全国252カ所のカウンセリングルームで、メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします。(予約制)

受付時間: 月~金曜日(祝日・12/29~1/4を除く) 9:30~17:00

<実施時間> 月~土曜日(祝日・12/29~1/4を除く) 9:00~20:00

- お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- カウンセリングルームにより実施時間は異なります
- 予約制1回50分です
- 予約の際、氏名、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- お1人様につき年間3回まで無料でご利用になります

記号の見方 対面 電話 メール ネット

お電話やメール、インターネットサービスでご相談できます!

電話サービス 通話料無料 **0120-800-347**

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお申し出ください。ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。なお、海外勤務の方につきましては、お手数ですがメール相談のご利用、もしくは03-3815-5479(通話料お客様負担)をご利用ください。

### 健康管理・介護サポート

**健康・介護相談**

サービス: お体の不調や健康管理、ご家族等の介護に関する相談に看護師等がお応えします。

受付時間: 24時間 年中無休

- メール相談と電話相談は相談の対応者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- メール相談の回答は翌営業日にお電話でお応えします

**医療機関・介護施設案内**

サービス: お近くの医療機関や専門の医療機関の情報を提供します。

受付時間: 24時間 年中無休

- 紹介状等は発行していません
- 受診料等は自己負担となります

**有料老人ホームの取次ぎ**

サービス: 全国で提携している有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体験入居割引」のご案内をします。

受付時間: 月~金曜日(祝日・12/30~1/3を除く) 9:00~17:00

**健康サービスの取次ぎ**

サービス: 人間ドックや在宅検診の割引取次ぎ、および情報提供を行います。

受付時間: 月~金曜日(祝日・12/30~1/3を除く) 9:00~17:00

### <団体定期保険ご加入者限定>ご遺族サポート

**FP・税務相談**

サービス: 遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に相談できます。

受付時間: 月~金曜日(祝日・12/28~1/4を除く) 10:00~18:00

ご留意点: 電話番号は他のサービスと異なります。万の際に遺族向けガイドブックにてご案内いたします

- ご相談のご利用期間は万の際から3年間となります

**遺族向けガイドブック提供**

遺産相続やさまざまな手続きをまとめた冊子を、万の際にご遺族にご提供します。

インターネット・メールサービス URL  
<https://www2.kenkokaigo.jp/>  
(団体番号: **nissayws** でログイン)

**ヘルスケアサポートについてのご留意点**

- 記載の内容は平成26年7月時点のものであり、今後サービスの内容を変更する場合があります。
- ヘルスケアサポートは、(株)ライフケアパートナーズが提供する日本生命対象商品のご契約者向け特典であり、ご利用に関して生じた損害については日本生命は責任を負いません。
- (株)ライフケアパートナーズは、日本生命、ニチイ学館グループが出資する健康・介護の総合情報サポート企業です。

- 1 継続加入される方は、「申込書(退職者用)」を係の方へご提出ください。
- 2 死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書(退職者用)」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。
- 3 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- 4 お申込みされない方はご提出不要です。

氏名は全てカタカナでご記入ください。

加入団体名をご記入ください。

今回申込みされる加入区分・保険金額(入院給付金日額)に○をつけ、掛金は年払となりますのでP7・P20を参照のうえご記入ください。

係の方にご確認いただき正確にご記入ください。

性別・生年月日をご記入ください。

住所および電話番号をご記入ください。

「申込日」は「申込書(退職者用)」を記入された日をご記入ください。(募集期間は10/1~11/4です。)

加入区分

加入区分	任意共済保険(団体定期保険)	医療保障保険	死亡保険金受取人
本人	加入区分: 本人 保険金額(円): 125,640 掛金(円): 74,592	加入区分: 本人 保険金額(円): 74,592 掛金(円): 12,900	氏名(カタカナ): ゼンコク ハナコ
配偶者	加入区分: 配偶者 保険金額(円): 12,900 掛金(円): 56,064	加入区分: 配偶者 保険金額(円): 56,064 掛金(円): 12,900	氏名(カタカナ): ゼンコク タロウ

掛金合計額: 138,540 (任意共済保険) + 130,656 (医療保障保険) = 269,196

必ず5枚すべてに申込印を押印ください。(スタンプ印可)(本人と配偶者は別の印を押印ください。)

内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

本人・配偶者の死亡保険金受取人氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。(変更される場合は「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。)

※当「申込書(退職者用)」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

## ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、加入団体の係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までご連絡ください。

### <東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-563-925

法人サービスセンター

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 はお取り扱いしておりません。)】

### <上記以外の道府県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-123-840

企業保険サービス課

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 はお取り扱いしておりません。)】

※お問合せの際には、記号証券番号(任意共済保険は 931-1988、医療保障保険は 900-95060)をお申し出ください。

\*支払業務全般のお問合せ先 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL:0120-302-438

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 個人情報の取扱いに関する全国町村会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、全国町村会(以下、本会といいます。)を保険契約者とし、町村(以下、一部市を含みます。)あるいは町村の一部事務組合・広域連合、系統町村会等(以下、加入団体といいます。)の所属員とその配偶者・子どもを加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、本会・都道府県町村会ならびに加入団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、本会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

本会・都道府県町村会ならびに加入団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、本会・都道府県町村会ならびに加入団体、他の共同引受会社等へその目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き本会・都道府県町村会・加入団体ならびに引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

### 死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

#### <日本生命保険相互会社(事務幹事会社)からのお知らせ>

日本生命保険相互会社では、お客様の個人情報を正確かつ最新ののものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

#### <「障がい」の表記>

当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。